

藤枝市における空き家等の対策に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と一般社団法人志太建築士会（以下「乙」という。）は、藤枝市内における空き家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携、協力し、藤枝市内の空き家等が管理不全な状態とならないよう空き家等の対策を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、空き家等の活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 藤枝市内に所在する建築物及びこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。
 - ア 老朽化若しくは台風等の自然災害により、倒壊し、若しくは建築材料が飛散し、人の生命若しくは身体又は財産に被害をおよぼすおそれのある状態
 - イ 不特定多数の者が容易に侵入することができ、火災又は犯罪を誘発するおそれがある状態
 - ウ 樹木若しくは雑草の繁茂又は害虫等の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある状態
- (3) 所有者等 空き家を所有し、又は管理する者をいう。

（協定事項）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 所有者等から空き家等の調査や改修等に関する相談を受けた場合の乙の紹介
- (2) 空き家等の相談窓口の設置及び総合的な相談会の開催
- (3) 乙が行う空き家等に関する業務の広報
- (4) 空き家等及び所有者等に関する情報の乙への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

2 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 空き家等の耐震や改修に関する相談
- (2) 甲が主催又は共催する所有者等に対する空き家等に関する相談会への会員の派遣
- (3) 甲が作成したパンフレット等の配布による空き家等の適正な管理に向けた啓発
- (4) 空き家等及び所有者等に関する情報の甲への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、前条に掲げる事項に取り組むにあたり、所有者等から知り得た個人情報については、この協定の期間中はもとより、この協定の終了後も第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合については、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に有効期間を1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 3月19日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市

藤枝市長

北村正平

乙 静岡県藤枝市田沼二丁目9番20号

一般社団法人 志太建築士会

代表理事

中澤 浩